

「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」に対するコメント

1. 税制適格退職年金制度における「併せ給付」の取扱いについて

次のようなケースを考えてみる。

- ・税制適格退職年金制度は退職金規程の一部移行である
- ・年金制度について減額改訂を行うが退職金規程全体の給付は変更しない
- ・変更後の退職金規程で、当該規程に定める給付から併せ給付を含めた年金制度の給付を控除した額を会社が支給する旨を定めている。

このケースでは、退職金規程全体の給付が変更されていないため年金制度の減額分が退職一時金制度の増額分となっており、年金制度を退職一時金制度に移行するケースと何ら変わらない。

確かに、年金制度だけを見れば、減額改訂による分配金を制度改訂時に分配する場合と併せ給付にする場合で会計処理が異なるのは合理性がないように思われる。しかし、上記ケースのように併せ給付が退職金規程の給付の一部を構成している場合には、年金制度について終了の会計を適用しても年金制度の減額分だけ退職一時金制度の退職給付債務が増加しこれを過去勤務債務として費用を遅延認識することになり、年金制度について終了の会計を適用する意味がなくなってしまう。

したがって、年金制度が退職金規程の一部移行であり年金制度の減額改訂に伴い発生した併せ給付が退職金規程の給付の一部と定められている場合には、年金制度の減額分が退職一時金制度に実質的に引継がれているものとして終了の会計を適用しないのが妥当と考える。

については、Q4のAを修正いただきたい。

なお、併せ給付部分の退職給付債務の計算方法については、従業員が給付を受け取る権利がすでに確定していることから、割引計算を行わず併せ給付分の退職給付債務を分配金額とする考え方があるが、定義に基づいて次のように計算するのが妥当と考える。

- ・給付の発生時期までの期間について割引率による割引計算を行う
- ・併せ給付全額が過去の勤務により発生したものと考え勤務期間による按分計算は行わない

2. 退職一時金制度を廃止し過去勤務に係る部分を退職時に支払う場合の取扱いについて

このケースは、退職一時金制度の将来勤務に係る部分を100%減額する改訂と言い換えることができる。将来勤務に係る部分の減額改訂時の取扱いは、適用指針の第34項に「過去勤務に係る部分であっても将来勤務に係る部分であっても、減額改訂に起因して発生した退職給

付債務の減少は過去勤務債務として取り扱う」と明記されている。したがって、公開草案の考え方は明らかに適用指針第 34 項に反している。

例えば次のようなケースを考えてみる。

- ・退職一時金制度の将来勤務に係る給付を 90%減額する
- ・変更後の退職金は、従来の規程による給付の 10%に相当する額に変更時の要支給額の 90%相当額を加算した額と定められている

このケースは、退職一時金制度の廃止ではないため、適用指針第 34 項に従い終了には該当しないものとして退職給付債務の減少を過去勤務債務として取り扱うことになる。

ところが、上記ケースにおいて変更時の要支給額の 90%相当額を変更時点で直ちに支払う場合には終了に該当することから、上記ケースは退職一時金制度の一部を廃止し廃止部分の退職金の分割支払とみなし、減額部分について終了の会計処理を行う必要があると考えることもできる。

このように将来勤務に係る部分の減額改訂では、適用指針第 34 項の考え方を優先するのか公開草案のように制度廃止の考え方を優先するのかが不明確な状況であり、実務上の混乱が懸念される。

そこで、適用指針第 33 項および第 34 項を改訂し、将来勤務に係る部分の減額改訂（100%減額を含む）の取扱いを次のように整理してはどうか。

- ①原則として終了の会計処理を行う
- ②将来勤務に係る部分の減額改訂と過去勤務に係る部分の減額改訂に区分することが実務上困難である場合に限り、終了の会計処理を行わず退職給付債務の減少額を過去勤務債務として取り扱うことを容認する
- ③上記②との整合性を図る観点から、「移行前の制度が移行後の制度に名目的にしか引継がれていない場合」には該当しないものとする

このように整理すれば、上記ケースでは終了の会計処理を行う必要があることが明確になり、実務上の混乱を避けることができる。

なお、過去の勤務に係る部分の給付を退職時に支払う場合の退職給付債務の計算方法については、定義に基づいて次のように計算するのが妥当と考える。

- ・給付の発生時期までの期間について割引率による割引計算を行う
- ・給付全額が過去の勤務により発生したものと考え勤務期間による按分計算は行わない

3. 税制適格退職年金制度を閉鎖型年金に移行する場合の取扱いについて

生命保険契約の税制適格退職年金制度を閉鎖型年金に移行する場合には、次のように取り扱っている。

- ・移行時に年金受給者等への将来の支払いに必要となる財源を確保したうえで残りの年金

資産を在籍する従業員に分配する

- ・上記財源は生命保険契約の予定利率および予定死亡率により計算する
- ・閉鎖型年金移行後の給付支払いは生命保険会社が保証する

したがって、生命保険契約においては事業主が追加拠出を行う必要がなく、退職給付債務を認識する必要性が全くない。また、退職給付債務を認識するものとした場合には、割引率の設定によっては年金資産が退職給付債務を上回り、実態のない資産が計上（収益認識）されるケースが発生することから、退職給付債務を認識しない方が妥当な処理と考えられる。

信託契約においては給付支払いの保証がないため追加拠出が必要となる可能性があるが、閉鎖型年金移行時に年金財政上の予定利率および予定死亡率で計算された財源が確保されているため、退職給付債務と年金資産に大きな差が発生する可能性が低く債務を計上する意義が小さいと考えられること、および仮に財源が不足した場合でも事業主が掛金を追加拠出した際に拠出額を費用認識することでも十分と考えられることから退職給付債務を認識する必要性は乏しいものとする。

以上より、閉鎖型年金については退職給付債務の認識は不要とするのが妥当と考える。

ところが、公開草案の概要では、閉鎖型年金に移行する場合の会計処理として「名目的にしか引き継がれていないものとして年金資産と退職給付債務を計上する」となっており、閉鎖型年金について退職給付債務の認識を要求している。

については、Q5を削除いただきたい。

以 上

明治生命保険相互会社

江 村 弘 志